新環境ガイドライン(案)へのコメント <3.(3)まで>

2001年12月10日

メコン・ウォッチ 松本 悟

前書き

- · 「環境配慮」 「環境社会配慮」
- ・ 3~4行目の「環境配慮・・・確認を通じ」 これだと借入人等 JBIC 以外が行う環境配慮を JBIC は確認すればそれでいいようにとれるので、「確認」をとる。
- ・ 下から 5 行目以降「環境面での配慮が適切になされていることの確認を行う」について も、環境社会配慮は、借入人が行ないそれを JBIC が確認するものと、JBIC 自らが行う ものがあるので、「環境社会面での配慮を適切に行う」とする。
- ・ 人権については研究会において様々な議論をへて、銀行の姿勢として前書きで宣言する のが適当との結論に達した経緯を十分尊重すべき(提言 3.4.1、6 頁最終段落)。

. 本行の環境配慮確認にかかる基本方針

- ・ 前書きで指摘したのと同じ理由から、表題の「確認」をとる。
- ・ 最初の段落文章は特に必要ないと考える。もし入れるのであれば、対話を重視する相手に他のステークホルダー、とりわけ地域住民を加えるべき。
- ・ 第 2 段落:「借入人を通じ・・・を確認し」は JBIC 自身のイニシアティブを排除するよう にとれるので必要ない。
- ・ 第 5 段落:「借入人及びプロジェクト実施主体者(以下「借入人等」)」とあるが、借入 人等には輸出入業者も含むべき。
- ・ 第6段落:「ステークホルダー」の範囲を例示すべき。少なくとも提言にあるように「地域住民等」を加える。

. ガイドライン 1 . ガイドラインの目的・位置付け

・ 2 頁最終行の「環境配慮確認」は、すでに書いている理由から確認ではなく「環境社会 配慮」とする。

. ガイドライン 2 . 環境配慮確認にかかる基本的考え方

- ・ (1)では、「環境配慮の主体はあくまでプロジェクト実施主体者」とあるが、提言平文の4頁3.4 冒頭に「第一義的に事業者の責務である」より限定的。提言の文言を活かし「環境社会配慮は第一義的にプロジェクト実施主体者の責務であり」とする。次段落の「プロジェクト実施主体者」は「プロジェクト実施主体者及び輸出入業者」にする(他の項目でも見られるので一括して同様の修正をする)。
- ・ (2)の最終段落は新たに追加されている。「スクリーニングフォーム」や「環境チェックリスト」にこだわり過ぎるとレビューが ×的に行われる懸念がある。敢えて追加した理由は何か?

・ (3)の第2段落では、提言の「地域住民等ステークホルダー、NGO等の第三者」が「ステークホルダー」となっている。情報提供者としての重要性という観点で考えれば、対象範囲は広いと考える。また、提供した情報を活用することに「必要に応じ」は要らない。また次段落でも、協調融資であれば情報交換は不可欠であり「必要に応じ」は要らない。なお、この段落は追加されたものだが、理由は何か?

付属書(1)

- ・ 〈基本的事項〉の黒丸 1、黒丸 2、〈検討する影響のスコープ〉の黒丸 1:環境 「環境 及び社会」とする。この点については、例えば 2.(4)の第2段落にもあり、全体を 通じて統一した修正が必要。
- ・ 〈基本的事項〉黒丸 4 は提言では環境レビューに入っている(7 頁最終行)。これを付属 書に回した理由は何か? JBIC の説明では、本文は JBIC が、付属書は借入人等が行うこ とと整理したそうだが、この項目はレビューをする JBIC 側の対応ではないか。だとす れば、本文中に書くのが適当。

. ガイドライン 3 . 環境配慮確認手続き

・ (3)の脚注の意図がわからない。非自発的住民移転を伴うのであれば、環境社会配慮 は極めて重要であり、なぜ環境アセスメント報告書の提出が必須ではないのか?また、 2段落目に「必要に応じて住民移転に・・・提出されなければならない」とあるが、「住民 移転を伴う場合は、必ず移転に係る基本計画等を提出されなければならない」にする。 また、カテゴリーFIでは提言にあった具体的な対応が完全に抜け落ちている。「金融仲 介者のよる保証」「JBIC のレビュー内容」「サブプロジェクトごとに承認を求める場合 があること」の3点を盛り込む。

付属書(2)

- ・ 第3段落:「あるいはその概要等」はとる。環境アセスメント報告書の公開が要件。「閲覧」ではなく「入手」。大部のアセス報告書を閲覧だけでは分析できない。
- ・ 第 4 段落:「協議記録等が作成されていなければならない」というのは形式的。提言では協議記録等の本質的意義は「実質的な協議や合意形成」を確認することにあると明記しており、この点は提言に沿って書き直す。
- ・ 提言では「カテゴリーA 案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公開 してよいことが保証されていなければならない」とあるが、JBIC のドラフトにはない。 研究会の議論を考えれば、商業上及び国防上の秘密を例外として、この項目は絶対に入 れるべき。

以上